Yurtec

第103回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年6月27日（火曜日）
午前10時

開催会場

仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号
当社3階大ホール

▶第103回定時株主総会招集ご通知…… 1
▶株主総会参考書類 …… 3
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　退任取締役および退任監査役に対し慰労金贈呈の件
▶添付書類
事業報告 …… 15
連結計算書類 …… 36
計算書類 …… 46
監査報告書 …… 55

株式会社 ユアテック

証券コード：1934

(証券コード 1934)
平成29年６月５日

株　主　各　位

仙台市宮城野区榴岡四丁目１番１号
株式会社ユアテック
取締役会長　矢　萩　保　雄

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第103回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧いただき、以下のいずれかの方法により、**平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきたく**お願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】
　59頁から60頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時	平成29年６月27日（火曜日）　午前10時
２．場　　所	仙台市宮城野区榴岡四丁目１番１号　当社３階大ホール

3．会議の目的事項

● **報告事項**

1．第103期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第103期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

● **決議事項**

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　退任取締役および退任監査役に対し慰労金贈呈の件

4．株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

(1)　議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
(2)　インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（http://www.yurtec.co.jp/）に、修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの年２回の安定的な配当を基本とし、業績ならびに将来にわたる安定した事業展開のための内部留保の充実などを総合的に勘案しつつ、株主のみなさまへの利益還元を実施していくことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当等につきましては、中長期的な経営方針、業績見通し、財務状況等を総合的に勘案したうえで、株主のみなさまへの利益還元を重視する観点から、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金　銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

１株につき金10円　　総額795,225,110円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月28日

2. 別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	6,300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	6,300,000,000円

第２号議案　取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		
1	矢萩（やはぎ） 保雄（やすお） 取締役会長	再任	
2	佐竹（さたけ） 勤（つとむ） 取締役社長	再任	
3	太田（おおた） 良治（よしはる） 常務取締役	再任	
4	丸山（まるやま） 稔（みのる） 常務取締役	再任	
5	渡辺（わたなべ） 洋一（よういち） 取締役	再任	
6	中山（なかやま） 哲克（のりよし） 取締役	再任	
7	坂本（さかもと） 光弘（みつひろ） 取締役	再任	
8	及川（おいかわ） 昌洋（まさひろ） ―	新任	
9	小林（こばやし） 郁見（いくみ） 上席執行役員営業本部営業企画部長	新任	
10	小笠原（おがさわら） 達治（たつじ） 執行役員経理部長	新任	
11	三井（みつい） 精一（せいいち） 取締役	再任	社外 独立
12	福井（ふくい） 邦顯（くにあき） 取締役	再任	社外 独立

（注）上記取締役候補者の氏名の下段には、本総会時における当社の役職等を記載しております。

候補者番号 1　矢萩 保雄（やはぎ やすお）　(昭和26年２月14日生)

所有する当社の株式数：10,000株



再　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和46年 ４月　東北電力株式会社入社
平成23年 ６月　同社常務取締役　お客さま本部長代理
平成24年 ６月　同社取締役副社長　お客さま本部長
平成25年 ６月　当社監査役（平成27年６月退任）
平成27年 ６月　当社取締役会長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

矢萩保雄氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、配電部門を中心とした業務経験を有し、取締役副社長お客さま本部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど、経営全般に精通しております。平成27年６月から当社取締役会長を務め、親会社や当社における業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2　佐竹 勤（さたけ つとむ）　(昭和28年３月２日生)

所有する当社の株式数：14,000株



再　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和50年 ４月　東北電力株式会社入社
平成21年 ６月　同社常務取締役　お客さま本部長
平成21年 ６月　当社監査役（平成24年６月退任）
平成24年 ６月　当社取締役（平成25年６月退任）
平成24年 ６月　東北電力株式会社取締役副社長
　　CSR担当、コンプライアンス推進担当、IR担当
平成26年 ６月　当社取締役社長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

佐竹勤氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、広報部門や企画部門を中心とした業務経験を有し、取締役副社長（CSR担当、コンプライアンス推進担当、IR担当）や常務取締役お客さま本部長を務めるなど、経営全般に精通しております。平成26年６月から当社取締役社長を務め、親会社や当社における業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

太田 良治（おおた よしはる）

（昭和31年１月18日生）

所有する当社の株式数：7,538株



再　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和53年 ４月　当社入社
平成23年 ６月　当社執行役員　営業本部電気設備部長
平成26年 ６月　当社取締役　情報通信本部長
平成27年 ６月　当社常務取締役　営業本部副本部長兼情報通信本部長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

太田良治氏は、当社に入社以来、電気設備部門を中心とした業務経験を有し、執行役員営業本部電気設備部長を務めるなど、業務全般に精通しております。平成26年６月から取締役を、平成27年６月から常務取締役を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

丸山 稔（まるやま みのる）

（昭和30年10月３日生）

所有する当社の株式数：3,000株



再　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和54年 ４月　東北電力株式会社入社
平成23年 ６月　同社人財部部長
平成25年 ６月　同社考査室長
平成27年 ６月　当社常務取締役　震災復興担当
平成28年 ６月　当社常務取締役

現在にいたる

取締役候補者とした理由

丸山稔氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、人財部門や企画部門を中心とした業務経験を有し、考査室長や人財部部長を務めるなど、経営全般に精通しております。平成27年６月から当社常務取締役を務め、親会社や当社における業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

渡辺 洋一（わたなべ よういち）

（昭和28年９月19日生）　所有する当社の株式数：31,102株



再　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和47年 ４月　当社入社
平成21年 ６月　当社執行役員　岩手支社長
平成24年 ６月　当社上席執行役員　新潟支社長
平成26年 ６月　当社上席執行役員　新潟支社長兼設備部長
平成26年 ７月　当社上席執行役員　新潟支社長
平成27年 ６月　当社取締役　営業本部副本部長兼東京本部長兼設備技術部長
平成27年 ７月　当社取締役　営業本部副本部長兼東京本部長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

渡辺洋一氏は、当社に入社以来、営業部門を中心とした業務経験を有し、執行役員岩手支社長や上席執行役員新潟支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。平成27年６月から取締役を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

中山 哲克（なかやま のりよし）

（昭和32年11月29日生）　所有する当社の株式数：8,000株



再　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和55年 ４月　当社入社
平成20年 ３月　当社福島支社副支社長兼営業部長
平成24年 ６月　当社執行役員　岩手支社長
平成27年 ６月　当社取締役　新潟支社長
平成28年 ６月　当社取締役　新潟支社長兼営業部長
平成28年 ７月　当社取締役　新潟支社長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

中山哲克氏は、当社に入社以来、電気設備部門を中心とした業務経験を有し、執行役員岩手支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。平成27年６月から取締役を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 7　坂本 光弘（さかもと みつひろ）　(昭和30年11月29日生)　所有する当社の株式数：1,000株



再　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和54年 4 月　東北電力株式会社入社
平成23年 6 月　同社執行役員　総務部長
平成24年 6 月　同社取締役　総務部長
平成25年 6 月　同社上席執行役員　新潟支店長
平成27年 6 月　同社取締役副社長　火力原子力本部長、コンプライアンス推進担当
平成27年 6 月　当社取締役
現在にいたる

重要な兼職の状況

東北電力株式会社取締役副社長　火力原子力本部長、コンプライアンス推進担当

取締役候補者とした理由

坂本光弘氏は、当社の親会社東北電力株式会社の取締役副社長や上席執行役員として、電気事業の経営に携わってきた経験を有し、親会社の経営視点から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 8　及川 昌洋（おいかわ まさひろ）　(昭和32年３月14日生)　所有する当社の株式数：0株



新　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和55年 4 月　東北電力株式会社入社
平成23年 6 月　同社グループ事業推進部付　当社上席執行役員　経営企画部長
平成25年 6 月　同社仙台営業所長
平成27年 6 月　同社グループ事業推進部付　会津磐子株式会社取締役社長
平成28年 6 月　同社執行役員待遇　会津磐子株式会社取締役社長
現在にいたる

取締役候補者とした理由

及川昌洋氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、会津磐子株式会社の取締役社長を務めるなど、経営全般に精通しております。親会社や当社ならびに会津磐子株式会社における業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 9

小林 郁見（こばやし いくみ）

（昭和34年１月24日生）　　所有する当社の株式数：4,000株



新　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和56年 ４月　当社入社
平成21年 ７月　当社宮城支社仙台中央営業所長
平成24年 ７月　当社宮城支社副支社長兼営業部長
　　兼お客さまコンサルティングセンター所長
平成26年 ６月　当社安全衛生・品質管理部長
平成27年 ６月　当社執行役員　営業本部営業企画部長
平成28年 ６月　当社上席執行役員　営業本部営業企画部長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

小林郁見氏は、当社に入社以来、営業企画部門や経営企画部門を中心とした業務経験を有し、上席執行役員営業本部営業企画部長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 10

小笠原 達治（おがさわら たつじ）

（昭和32年７月21日生）　　所有する当社の株式数：6,000株



新　任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和56年 ４月　当社入社
平成22年 ７月　当社経理部副部長
平成24年 ７月　当社監査役室長
平成26年 ６月　当社経理部長
平成28年 ６月　当社執行役員　経理部長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

小笠原達治氏は、当社に入社以来、経理部門を中心とした業務経験を有し、執行役員経理部長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 11

三井 精一（みつい せいいち）

（昭和17年７月11日生）　所有する当社の株式数：5,000株



再　任

社　外

独　立

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和41年 ４月　株式会社振興相互銀行（現　株式会社仙台銀行）入行
平成13年 ６月　同行取締役頭取
平成22年 ６月　当社監査役（平成27年６月退任）
平成24年10月　株式会社じもとホールディングス取締役会長（平成25年６月退任）
平成25年 ６月　株式会社仙台銀行取締役会長
平成26年 ６月　同行相談役
平成27年 ６月　当社取締役

現在にいたる

社外取締役候補者とした理由

三井精一氏は、株式会社仙台銀行や株式会社じもとホールディングスの経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 12

福井 邦顯（ふくい くにあき）

（昭和19年８月19日生）　所有する当社の株式数：0株



再　任

社　外

独　立

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和47年 ４月　日本全薬工業株式会社入社
昭和63年 ５月　同社取締役社長
平成20年 ５月　ゼノアックリソース株式会社取締役社長
平成21年 ５月　日本全薬工業株式会社取締役会長
平成28年 ６月　当社取締役

現在にいたる

重要な兼職の状況

日本全薬工業株式会社取締役会長
ゼノアックリソース株式会社取締役社長

社外取締役候補者とした理由

福井邦顯氏は、動物用医薬品業界のリーディングカンパニーである日本全薬工業株式会社の取締役会長やゼノアックリソース株式会社の取締役社長として経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．三井精一氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年となります。
３．福井邦顯氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年となります。
４．当社は、三井精一、福井邦顯の両氏を、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として届け出ております。
５．当社は、坂本光弘、三井精一、福井邦顯の３氏との間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。また、３氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役坂本敏昭氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。また、監査役大滝精一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1　**小野寺（おのでら） 雄一（ゆういち）**　（昭和32年９月17日生）　所有する当社の株式数：102株



略歴（地位および重要な兼職の状況）

昭和55年 ４月　東北電力株式会社入社
平成22年 ６月　同社監査役室長
平成25年 ６月　同社グループ事業推進部付　常磐共同火力株式会社常務取締役
平成26年 ９月　常磐共同火力株式会社常務取締役

現在にいたる

新　任

社　外

社外監査役候補者とした理由等

小野寺雄一氏は、当社の親会社東北電力株式会社や常磐共同火力株式会社における豊富な業務経験や卓越した見識をもって、客観的・中立的な監査にあたっていただけるものとして、社外監査役候補者といたしました。

また、同氏は、監査役坂本敏昭氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は、当社定款の定めに従い、前任者の任期の満了する平成32年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

候補者番号 2

大滝 精一（おおたき せいいち）

（昭和27年９月８日生）　　所有する当社の株式数：0株



再　任

社　外

独　立

略歴（地位および重要な兼職の状況）

昭和55年 ４ 月	専修大学経営学部専任講師
昭和58年 ４ 月	同大学経営学部助教授
昭和62年10月	東北大学経済学部助教授
平成 ４ 年 ４ 月	同大学経済学部教授
平成11年 ４ 月	同大学大学院経済学研究科教授
平成23年 ４ 月	同大学大学院経済学研究科長、経済学部長
平成26年 ４ 月	同大学大学院経済学研究科教授
平成28年 ６ 月	当社監査役
	現在にいたる

重要な兼職の状況

東北大学大学院経済学研究科教授

社外監査役候補者とした理由等

大滝精一氏は、大学教授および経営・経済学の専門家としての豊富な経験や卓越した見識をもって、客観的・中立的な監査にあたっていただけるものとして、引き続き社外監査役候補者といたしました。また、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．小野寺雄一氏は、常磐共同火力株式会社から同社の取締役としての報酬等を受けております。
３．小野寺雄一氏が、常磐共同火力株式会社取締役として在任中、同社は、勿来発電所の排出ガス量データを改ざんし、虚偽報告を行っていたとして、平成28年２月に、福島県およびいわき市から厳重注意を受け、再発防止対策の実施状況等について定期的に報告するよう指示を受けました。また、同社は、平成28年５月に、本件に関して関東東北産業保安監督部東北支部から厳重注意を受けました。
４．大滝精一氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年となります。
５．当社は、大滝精一氏を、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として届け出ております。
６．当社は、大滝精一氏との間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。同氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、小野寺雄一氏の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

〈ご参考〉

【取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針】

当社は、地域・社会との深い信頼関係を築きながら、日常の生活を支えるライフラインのトータルサポーターとして、持続的発展と企業価値の向上に努めていくこととしております。この方向性のもとで事業運営を適正に遂行していくため、取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針を以下のとおりとしております。

・人格、見識、能力、経験、倫理観などから、当社の役員として相応しい人物を候補者とする。
・社外取締役候補者および社外監査役候補者は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を判断する。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、社外役員の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断しております。社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い見識をもとに、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現をはかれるかどうかを重視しております。また、社外監査役の選任に当たっては、社外監査役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験と卓越した見識をもって客観的・中立的な監査を実施できるかどうかを重視しております。

［当社における社外役員の独立性判断要件］

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立役員としております。

①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
②当社の主要な取引先またはその業務執行者
③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
④最近において、次のａからｄまでのいずれかに該当していた者
ａ．上記①から③までのいずれかに該当する者
ｂ．当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
ｃ．当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
ｄ．当社の兄弟会社の業務執行者
⑤次のａからｇまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
ａ．上記①から④までのいずれかに該当する者
ｂ．当社の子会社の業務執行者
ｃ．当社の子会社の業務執行者でない取締役
ｄ．当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
ｅ．当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
ｆ．当社の兄弟会社の業務執行者
ｇ．最近において上記ｂ、ｃまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

第４号議案　退任取締役および退任監査役に対し慰労金贈呈の件

取締役小野保彦、遠藤和雄、庄司正博の３氏および監査役坂本敏昭氏は、本総会終結の時をもってそれぞれ退任されます。

つきましては、これらの各氏に対しその在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で、それぞれ慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の各氏の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴	
小　野　保　彦	平成24年６月　当社取締役副社長	現在にいたる
遠　藤　和　雄	平成23年６月　当社常務取締役 平成27年６月　当社専務取締役	現在にいたる
庄　司　正　博	平成24年６月　当社常務取締役	現在にいたる
坂　本　敏　昭	平成27年６月　当社常勤監査役	現在にいたる

以　上

（添付書類）

事業報告（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

1. 企業グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、海外経済が緩やかに回復したことにより輸出や生産に持ち直しの動きがみられ、雇用・所得環境が着実に改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

建設業界においては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資は高水準の企業収益や合理化・省力化へのニーズの高まり等を背景に緩やかな増加基調で推移する一方、建設需要の拡大に伴う労務費や資材費の高止まりが続く状況となりました。

このような状況のもと、当社は、中期基本目標である「企業変革に積極的に挑戦し、競争を勝ち抜くユアテックの実現」に向け、企業グループの総力を結集して、以下のような諸施策に取り組んでまいりました。

屋内配線・空調管設備工事においては、被災地域の復興・発展に資するべく、復興関連工事の受注獲得に努めてまいりました。また、メガソーラーなどの再生可能エネルギー関連工事や、当社事業の基盤である東北・新潟に加え、関東圏における工場、病院、事務所ビル、公共施設等の大型工事の受注獲得にも注力いたしました。

配電線などの電力工事においては、確実な受注の確保に努めるとともに、電力安定供給のための設備工事・修繕工事等に注力してまいりました。

情報通信工事においては、民間通信事業者の光ファイバーケーブル敷設工事などの受注獲得に注力いたしました。

また、当期は、会社の将来に向けた基盤整備の面においても大きな進展がありました。まず、昨年４月に、配電工事を広域的かつ機動的に行うことを目的として、新潟県内に当社14番目の子会社となる「株式会社ユアテック配電テクノ」を設立いたしました。６月には、ベトナム国における20年の実績を活かして、今後市場の拡大が見込まれるミャンマー国に事務所を開設し、海外事業を当社の成長分野として明確に位置づけたほか、翌７月には、リニューアル市場における社会のニーズに柔軟かつ機動的に対応するため、本社および支社の組織再編等を実施いたしました。さらに、同月には、東京本部内に「東京調達室」を、本年３月には「東京支社」を設置し、関東圏における競争力強化と収益拡大に向けた体制整備をはかりました。

加えて、一昨年開設した安全啓発センターの有効活用をはじめ、労働災害撲滅に向けた安全文化の構築に取り組むなど、経営の基本である安全確保の徹底と施工・業務品質の向上をベースとした業務運営を継続してまいりました。

さらに、政府が「働き方改革」に積極的な動きをみせているなかで、当社は、昨年12月、社長を委員長とする「働き方改革推進委員会」を設置し、労働時間管理の適正化を推進するとともに、業務負荷の低減や意識の改革など、実効性のある過重労働対策を講じるための取り組みを実施してまいりました。

以上の結果、当期の連結売上高は2,260億４千２百万円（前年比0.5％減）となりました。

また、損益面につきましては、連結営業利益は145億５千９百万円（前年比4.6％減）、連結経常利益は151億２千１百万円（前年比3.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は101億１千８百万円（前年比3.4％減）となりました。

a．企業グループの当期売上高

（単位：百万円）

区　分	当期売上高
設備工事業	222,217
その他の事業	3,825
合計	226,042

b．当社の当期受注工事高・完成工事高および繰越工事高

（単位：百万円）

区　分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
屋内配線工事	53,573	73,961	74,682	52,852
配電線工事	18,353	58,591	58,265	18,679
その他電気・空調管・情報通信・土木建築工事	39,468	83,266	83,574	39,160
合計	111,395	215,820	216,522	110,692

(2) 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響が懸念されるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが期待されます。

建設業界においては、公共投資は補正予算による押上げ効果が見込まれており、民間設備投資は企業収益の改善等を背景に緩やかな増加基調を続けると予想されます。一方、メガソーラーなどの再生可能エネルギー関連工事や復興関連工事は今後徐々に減少していくものと予測され、また、平成32年度には、法律の定めにより、東北電力株式会社において送配電部門の分社化が行われます。

さらに長期的には、人口減少に伴い地方の建設市場は縮小傾向をたどる一方で、首都圏など都市部への投資が集中し、また東南アジアなどの経済発展が続くものと考えられます。

このような状況を踏まえ、当社は、中期経営方針（平成26～30年度）を見直し、平成29～32年度を対象期間とする新たな中期経営方針を策定いたしました。本方針では、2020ビジョンにおける成長戦略は踏襲しながらも、今後の課題・リスク等を踏まえた取り組みを加速させるため、主要施策として３つの力点を設定し、これらに基づく具体的施策に取り組んでまいります。

変化が大きい時代こそ迅速な意思決定と行動により、変化を先取りしていくことが重要であることから、中期基本目標は「スピード感を持った行動による着実な収益確保」とし、平成32年度定量目標として引き続き「売上高2,000億円・営業利益80億円」を掲げ、本方針のもと、企業グループ一丸となって積極果敢に挑戦し、目標達成を目指してまいります。

今後とも、株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

中期基本目標　スピード感を持った行動による着実な収益確保 ～　次の時代に挑戦し進化する企業へ　～

主要施策（力点）

力点①：「安全」・「品質」・「信頼」のユアテックブランドに磨きをかけていきます

◎「安全・品質・信頼は不変の価値である」との信念をもって、より良い施工を提供し、お客さまとともに成長する企業を目指します

力点②：地域需要を掘り起こす営業活動を強化するとともに、成長市場への展開を加速します

◎東北・新潟のお客さまとの顔の見える関係を維持・強化し、新築受注とリニューアル工事の獲得を目指します
◎電気事業の変化を見据えた業務運営体制の構築を目指します
◎成長市場への取り組み強化により利益ある成長を目指します

力点③：時間管理の意識を高め、働きやすく人を活かす企業を目指します

◎ユアテックブランドの規律の下、スピードある意思決定と行動で変化に前向きに対応します
◎ライフステージに応じて「安心して」・「長く」働ける「仕事と家庭の両立支援制度」の整備を進めます

定量目標
（平成32年度・個別）

売上高 2,000億円　　**営業利益** 80億円

(3) 財産および損益の状況の推移

a．企業グループの財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	平成25年度 第100期	平成26年度 第101期	平成27年度 第102期	平成28年度 第103期（当期）
売上高	185,823	217,712	227,067	226,042
経常利益	△252	12,324	15,677	15,121
親会社株主に帰属する当期純利益	3,503	12,160	10,470	10,118
1株当たり当期純利益	44円02銭	152円81銭	131円62銭	127円23銭
総資産	157,021	180,723	187,598	190,390
純資産	74,431	92,564	99,801	109,601

b．当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	平成25年度 第100期	平成26年度 第101期	平成27年度 第102期	平成28年度 第103期（当期）
受注工事高	196,889	212,808	227,515	215,820
完成工事高	176,032	205,786	216,741	216,522
経常利益	△1,023	10,860	13,720	13,046
当期純利益	2,914	11,357	8,745	8,775
1株当たり当期純利益	36円62銭	142円72銭	109円94銭	110円35銭
総資産	140,865	161,543	167,892	168,996
純資産	67,412	83,099	90,685	98,026

(4) 設備投資および資金調達の状況

当期における設備投資額は、63億３千２百万円であります。その主なものは、子会社である株式会社ニューリースのリース資産取得などであります。なお、リース資産取得に伴う資金は、長期借入金にて充当いたしました。長期借入金による資金調達額は、41億円となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

a．親会社の状況

会　社　名	資本金 (百万円)	当該会社の当社に対する 出資比率（%）	事　業　内　容
東北電力株式会社	251,441	46.67（47.16）	電　気　事　業

（注）（　）内は、間接所有の割合を含めた出資比率であります。

b．親会社との取引に関する事項

(a) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である東北電力株式会社から、配電線および送電線工事などを受注・施工しておりますが、同社との取引条件については市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定しております。また、当該取引を「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」に基づき、適正に実施しており、その実施状況を取締役会において、監視しております。

(b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、当該取引の取引条件が上記（a）のとおりであり、かつ親会社とは人的・資本的関係があるものの、当社の事業運営にあたって独自の経営判断を妨げるほどのものではないことから、一定の独立性は確保されていると認識しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

c．重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の当該会社に対する出資比率（%）	事業内容
株式会社トークス	90百万円	100.00	警備業・不動産業
株式会社ニューリース	50	100.00	リース業
株式会社ユートス	35	100.00	設備工事業
株式会社ユアテックサービス	20	100.00	設備工事業
株式会社テクス宮城	30	100.00	設備工事業
株式会社テクス福島	28	100.00	設備工事業
宮城電設株式会社	30	100.00	設備工事業
グリーンリサイクル株式会社	100	100.00	廃棄物処理業
株式会社アクアクララ東北	50	90.00	清涼飲料製造業
株式会社大雄電工	20	100.00	設備工事業
株式会社ユアソーラー富谷	100	95.00	電気事業
株式会社ユアソーラー保原	35	100.00	電気事業
株式会社ユアテック配電テクノ	30	100.00	設備工事業
有限会社ユアテックベトナム	10万USドル	100.00	設備工事業

（注）1．平成28年４月５日付にて、株式会社ユアテック配電テクノを設立し、連結子会社といたしております（資本金30百万円、当社の当該会社に対する出資比率100.00%）。
2．平成28年４月26日付にて、株式会社アクアクララ東北の株式を一部取得したことに伴い、当社の当該会社に対する出資比率は90.00%となっております。
3．平成29年４月11日付にて、株式会社ユアテック関東サービスを設立し、連結子会社といたしております（資本金60百万円、当社の当該会社に対する出資比率100.00%）。

(6) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

企業グループは、主な事業内容として、設備工事業、警備業、不動産業、リース業、廃棄物処理業、清涼飲料製造業、電気事業等を営んでおります。

なお、当社は建設業法により特定建設業者（(特－24）第1902号）および一般建設業者（(般－24）第1902号）として国土交通大臣許可を受け、屋内電気設備工事・配電線工事・送電線工事・発変電設備工事など電気工事全般、空調設備工事および給排水・衛生設備工事など管工事全般、情報通信（電気通信）工事ならびに土木・建築工事を請負施工しております。また、これらの事業のほかに測量・測水および地質調査ならびに電気機械器具および工事材料の販売を行っております。

(7) 主要拠点（平成29年３月31日現在）

ａ．当　社

名称	所在地
本社	宮城県仙台市
東京本部	東京都千代田区
青森支社	青森県青森市
岩手支社	岩手県盛岡市
秋田支社	秋田県秋田市
宮城支社	宮城県仙台市
山形支社	山形県山形市
福島支社	福島県福島市
新潟支社	新潟県新潟市
北海道支社	北海道札幌市
東京支社	東京都千代田区
横浜支社	神奈川県横浜市
大阪支社	大阪府大阪市

（注）１．上記のほか、営業所等が70箇所あります。
２．平成29年３月１日付にて、東京支社を設置いたしております。

b．重要な子会社の本社所在地

会社名	本社所在地
株式会社トークス	宮城県仙台市
株式会社ニューリース	宮城県仙台市
株式会社ユートス	宮城県岩沼市
株式会社ユアテックサービス	山形県山形市
株式会社テクス宮城	宮城県仙台市
株式会社テクス福島	福島県郡山市
宮城電設株式会社	宮城県仙台市
グリーンリサイクル株式会社	宮城県富谷市
株式会社アクアクララ東北	宮城県仙台市
株式会社大雄電工	宮城県仙台市
株式会社ユアソーラー富谷	宮城県富谷市
株式会社ユアソーラー保原	福島県伊達市
株式会社ユアテック配電テクノ	新潟県三条市
有限会社ユアテックベトナム	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

(8) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

a．企業グループの従業員の状況

区分	従業員数			前期末比増減
	設備工事業	その他の事業	合計	
男性	3,924 名	405 名	4,329 名	13 名
女性	359	54	413	10
合計	4,283	459	4,742	23

b．当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	3,451 名	△45 名	42.0 歳	19.6 年
女性	256	4	42.0	19.5
合計	3,707	△41	42.0	19.6

(9) 主要な借入先（平成29年３月31日現在）

企業グループの主要な借入先、借入金残高は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

借　　入　　先	借　入　金　残　高
株式会社七十七銀行	2,107
株式会社みずほ銀行	1,230
株式会社東邦銀行	790
株式会社仙台銀行	777
株式会社岩手銀行	420

2. 会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　160,000,000株

(2) 発行済株式の総数　81,224,462株

(3) 株　主　数　5,400名

(4) 大　株　主

株　　主　　名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
東北電力株式会社	37,915	47.67
ユアテック従業員持株会	5,833	7.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,465	1.84
日本生命保険相互会社	1,381	1.73
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,218	1.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,213	1.52
株式会社七十七銀行	942	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	657	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	652	0.81
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	534	0.67

（注）１．当社は自己株式1,701千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
また、持株比率も自己株式を控除して計算しております。
２．上記株主名の表記は、総株主通知に基づいて記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

氏　名	地位および担当	重要な兼職の状況
矢　萩　保　雄	取締役会長	
佐　竹　　勤	取締役社長	
小　野　保　彦	取締役副社長（業務全般、電力本部長、企業倫理担当）	
遠　藤　和　雄	専務取締役（営業本部長）	
庄　司　正　博	常務取締役（ＩＲ担当）	
太　田　良　治	常務取締役（営業本部副本部長 兼情報通信本部長）	
丸　山　　稔	常務取締役	
渡　辺　洋　一	取締役（営業本部副本部長 兼東京本部長）	
中　山　哲　克	取締役（新潟支社長）	
坂　本　光　弘	取締役	東北電力株式会社取締役副社長
三　井　精　一	取締役	
福　井　邦　顯	取締役	日本全薬工業株式会社取締役会長 ゼノアックリソース株式会社取締役社長
坂　本　敏　昭	常勤監査役	
加　藤　裕　之	常勤監査役	
山　本　俊　二	監査役	東北電力株式会社常務取締役
小　野　浩　一	監査役	弁護士 東二番丁通法律事務所代表
大　滝　精　一	監査役	東北大学大学院経済学研究科教授

（注）１．取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役は、いずれも代表取締役であります。
２．取締役および監査役は、平成28年６月24日開催の第102回定時株主総会において選任されたものであります。
ただし、監査役小野浩一は、平成27年６月24日開催の第101回定時株主総会において選任されたものであります。
３．取締役三井精一、取締役福井邦顯は、いずれも社外取締役であります。
４．常勤監査役坂本敏昭、監査役小野浩一、監査役大滝精一は、いずれも社外監査役であります。
５．取締役三井精一、取締役福井邦顯、監査役小野浩一、監査役大滝精一は、いずれも株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員であります。

6．常勤監査役赤坂恵悦は、平成28年６月24日退任いたしました。
7．監査役稲垣智則は、平成28年６月24日辞任いたしました。
8．取締役三井精一は、株式会社仙台銀行の相談役であります。同行は、当社企業グループの主要な借入先の一つでありますが、当事業年度末日における当社の連結総資産に対する同行からの借入金残高の割合は0.5％未満であります。また、当社と同行との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.01％未満であります。
9．取締役福井邦顯は、日本全薬工業株式会社の取締役会長およびゼノアックリソース株式会社の取締役社長であります。当社と両社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.02％未満であります。
10．監査役小野浩一は、弁護士であり、東二番丁通法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、取引関係はありません。
11．監査役大滝精一は、東北大学大学院の経済学研究科教授であります。当社と同大学との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.01％未満であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	人　数	報酬等の総額
取　締　役	12名	173百万円
監　査　役	7名	37百万円
合　計	19名	210百万円

（注）１．上記には、平成28年６月24日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名（うち社外監査役１名）に対して支給した報酬等を含んでおります。
２．上記のうち、社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は８名25百万円であります。
３．社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社（当社を含む）から受けた役員としての報酬等の総額は８名42百万円であります。
４．上記のほか、平成28年６月24日開催の第102回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
退任監査役　１名　４百万円
上記の役員退職慰労金には、過年度ならびに当事業年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額４百万円が含まれております。

(4) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	取締役会への出席回数(出席率)	監査役会への出席回数(出席率)	取締役会等における発言その他の活動状況
坂　本　光　弘 (取　締　役)	2回中2回 (100%)	－ (－)	親会社の経営に携わってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
三　井　精　一 (取　締　役)	7回中7回 (100%)	－ (－)	金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
福　井　邦　顯 (取　締　役)	5回中4回 (80%)	－ (－)	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
坂　本　敏　昭 (監　査　役)	7回中7回 (100%)	7回中7回 (100%)	親会社における豊富な業務経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
山　本　俊　二 (監　査　役)	2回中2回 (100%)	1回中1回 (100%)	親会社の経営に携わってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
小　野　浩　一 (監　査　役)	7回中7回 (100%)	7回中7回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
大　滝　精　一 (監　査　役)	5回中5回 (100%)	6回中5回 (83%)	大学院教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。

(注) 1．取締役福井邦顯、監査役大滝精一は、平成28年6月24日開催の第102回定時株主総会において選任されたものであります。
2．取締役坂本光弘、監査役山本俊二は、平成28年6月24日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」の社外取締役および社外監査役の要件に関する経過措置の適用がなくなったことに伴い、当事業年度において社外役員であった期間の活動状況を記載しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

a．当社が支払うべき報酬等の額	52百万円
b．当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記a．の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、海外に所在する有限会社ユアテックベトナムは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人から、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、海外子会社の連結決算処理等に関する助言・指導を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘案して、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

(5) 会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

ａ．処分の対象者
新日本有限責任監査法人

ｂ．処分の内容
(a) 業務改善命令（業務管理体制の改善）
(b) ３ヶ月間の業務の一部停止命令
（契約の新規の締結に関する業務の停止（平成28年１月１日から同年３月31日まで））

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項および当該体制の運用状況

当社は、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり決議しております（最終改定：平成29年３月29日）。

【業務の適正を確保するための体制に関する基本方針】

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会の一員として、法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し、社会的責任を果たす。

取締役会を、会社法および社内規程に基づき、必要に応じて開催する。取締役会では、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役から業務執行状況の報告を受ける。また、取締役の職務の執行につき相互に監督する。

常務会を、原則として毎週開催し、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。

東北電力グループ行動指針を踏まえて当社の企業行動指針を策定し、取締役は本指針を率先垂範するとともに、自らの役割として指針の精神の徹底に努める。また、社長を委員長とする企業倫理委員会を設置するとともに、企業倫理担当役員を置き、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。さらに、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

なお、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。

内部監査部門を設置し、当社業務の有効性・効率性および法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書、電磁的情報その他の情報について、社内規程に基づき、適切に管理・保存し、必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じて、関連する社内規程に基づき、各部門または社内会議体等を活用する等、適切に対応する。

定期的に事業活動に係るリスクの抽出・評価を行い、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、その対策等を毎年度の各部門が策定する事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。

当社経営に重大な影響を及ぼす各種の危機に対処し、危機の未然防止または危機が発生した場合の被害を最小限度にとどめるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。

自然災害に係るリスクについては、社内規程を定めるとともに、災害を想定した訓練を行う等、リスク発生に備える。

また、安全管理体制を確立するとともに、社員の安全意識を高め、労働災害の未然防止をはかるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。

そのほか、社内規程を定め、当社の収益に重大な影響を及ぼす、不良債権の発生を防止する。

リスク管理の状況については、必要に応じて、常務会等を通じて取締役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役ならびに業務を担当する取締役は、取締役会決議に基づき、当社の業務執行を行う。その際、経営環境の変化に迅速に対応するため、常務会や社内会議体の活用、業務の見直しや労働環境の整備等により、効率的な業務執行を行う。

代表取締役ならびに業務を担当する取締役は、その職務の執行を効率的に行うため、次の措置を講じる。

a．経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに、経営に関する重要な計画のほか、各種計画を策定し、業務執行における重点施策、目標を明確化するとともに、実施結果の評価を行う。

b．業務執行は、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て行う。

c．取締役会等諸会議における報告、使用人との意見交換、お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により、経営に関わる情報を収集し、職務の執行に反映する。

内部監査部門は、効率的な業務執行がなされるよう内部監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は、代表取締役ならびに業務を担当する取締役の指揮命令のもと、企業行動指針等の規範を遵守し、組織および職務権限に関する規程に基づき、職務の執行を行う。

使用人の職務の執行は、業務執行の決定手続きや報告等を通じて、取締役の監督を受ける。

企業倫理委員会を設置し、企業行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。また、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件の調査を行い、企業倫理委員会へ定期的に報告等を行う。

内部監査部門は、使用人の企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。

(6) 当社ならびに親会社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

a．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、グループ会社各社に対し、重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施する。

b．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程を定め、グループ会社各社に対し、経営に関する重要な計画を策定させるとともに、主要な会社から定期的に計画の進捗状況の報告を受け、各社におけるリスクについて把握する。

当社は、グループ会社各社に対し、事前協議および報告を通じて把握した各社の重要なリスクへの対応について、指導・助言を実施する。

また、当社のグループ会社管理部門または関係各部門は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、常務会等に報告する。

c．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ連絡会の開催等、企業グループ経営を推進する。

当社は、グループ会社各社に対し、業務執行にあたっては、社内会議体を活用する等効率的に行うとともに、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て業務執行を行うよう、適宜、指導・助言を実施する。

d．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社各社に対し、東北電力グループ行動指針を踏まえて各社の企業行動指針を策定する等、法令と法の精神の遵守を徹底するよう、適宜、指導・助言を実施する。

また、当社は、各社の企業倫理・法令遵守の状況について、適宜、把握するとともに、各社の企業倫理・法令遵守の担当責任者に対する指導・助言等により企業倫理・法令遵守の徹底をはかる。

当社の企業倫理相談窓口は、グループ会社各社の取締役、監査役および使用人からの相談も受け付ける。また、相談案件の処理状況を企業倫理委員会に報告する。

e．その他当社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部監査部門は、グループ会社各社における内部監査の状況を勘案し、主要な会社については必要に応じて直接内部監査を実施する。

f．親会社等との取引における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社等との取引について、必要な手続きを経て内容の妥当性を判断の上、適正に実施する。重要な取引や異例な取引については取締役への決定手続きを行い、承認を得る。

当社は、当社およびグループ会社各社における企業倫理・法令遵守およびリスク管理上重要な事項について、親会社へ報告または協議し、適切な対応に努める。

当社は、親会社の内部監査部門の内部監査を受け入れ、企業倫理・法令遵守に関する課題、問題の把握に努める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする組織を設置し、専属の使用人を置く。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する組織の職務は監査補助に限定し、同組織に所属する使用人を監査補助以外の業務には従事させない。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する組織に所属する使用人は監査役の直轄下に置き、同組織に所属する使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議する。

（10）監査役への報告に関する体制

ａ．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査役に報告する。

取締役および使用人は、監査役が監査のために報告を求めた場合は、これに応じる。

また、企業倫理相談窓口に対する取締役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

ｂ．子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、監査役に報告する。

また、当社の企業倫理相談窓口に対するグループ会社各社の取締役、監査役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

（11）監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

また、グループ会社各社に対し、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう、徹底する。

（12）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには、当該請求に係る費用が職務の執行に必要がないと判断される場合を除き、これに応ずる。

（13）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、常務会等重要な諸会議に出席するとともに、当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。

代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。

監査役の監査成果を高めるため、内部監査部門は、内部監査の結果を監査役に情報提供する。

【業務の適正を確保するための体制に関する運用状況（概要）】

（1）職務執行の適正性および効率性の確保に係る取り組みの状況

当社は、会社法および社内規程に基づき取締役会を適宜開催し、業務執行上の重要事項を決議するとともに、業務執行状況の報告を行っております。また、常務会を原則毎週開催して、取締役会において審議される事案を事前に協議し、取締役の職務執行の適正性・効率性確保に努めております。

当社は、「ユアテック成長戦略2020ビジョン」や「中期経営方針」を踏まえ、中期的な計画を策定し、PDCAサイクルを的確に展開して効率的な業務運営に努めております。

経営層による事業所訪問を実施し、当社を取り巻く事業環境や経営の方向性、労働環境の改善、ユアテック安全文化の構築などの諸課題について対話を行い、理解の浸透・共有化をはかっております。

労働環境の改善については、社長を委員長とする「働き方改革推進委員会」を新たに設置し、労働時間管理の適正化および業務改善や効率化の推進、労働意識の改革などの取り組みを進めております。

なお、内部監査部門は、年度計画に基づき業務全般にわたる内部監査を実施し、その結果を定期的に常務会に報告しております。

（2）企業倫理・法令遵守に係る取り組みの状況

当社は、「ユアテック企業行動指針」を制定するとともに、社長を委員長とする「企業倫理委員会」において、年度ごとに「企業倫理活動基本計画」を策定し、企業倫理担当役員を中心に企業倫理・法令遵守活動を推進しております。10月に実施する「ユアテック企業倫理月間」では、各種啓発活動等の企業グループ一体となった活動を展開しております。

また、「企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口を社内外に設置し、企業グループを含めた役職員の職務執行に係る法令違反行為などの早期発見と是正に努めております。

さらに、職場での自律的活動の推進などにより、企業倫理あるいは法令遵守等の意識の理解・浸透にも努めております。

（3）損失の危険の管理に係る取り組みの状況

当社は、各本部・部門において業務執行に係るリスクの抽出、分析・評価を行い、重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、それぞれの中期計画に織り込み、リスク管理を行っております。

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、最新の危機事例集の情報共有化の取り組みを行うことで、その未然防止をはかるとともに、危機管理規程を定め、危機が発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を確立しております。

自然災害に対するリスクについては、自然災害の発生を想定して定期的に訓練を実施し、社内規程に定める対応体制構築や対応能力の向上に努めるとともに、その適正性についても検証しております。

また、安全管理体制を確立するとともに、安全推進委員会において、安全文化の構築に向けた諸施策を検討・実施し、社員の安全意識を高め、労働災害の未然防止をはかっております。

そのほか、社内規程を定め、当社の収益に重大な影響を及ぼす不良債権の発生防止に努めております。

(4) 企業グループにおける業務の適正確保に係る取り組みの状況

当社は、「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱要領」を定め、グループ会社各社の重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施しております。定期的に「関係会社社長会」を開催し、「中期経営方針」等を共有化しております。また、グループ会社各社は「危機管理規程」や災害対応マニュアル等を制定し、危機管理・非常災害時の情報連携等の対応体制を整備しております。さらに、「ユアテック企業倫理月間」や、グループ会社各社との連絡会等における各社への支援を通じ、グループの一体感醸成と企業倫理・法令遵守の活動を展開しております。

(5) 監査役監査の実効性確保に係る取り組みの状況

監査役は、取締役会および常務会等の重要な諸会議に出席しているほか、会社が保存・管理する各種資料の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査などにより、会社の業務執行状況について確認しております。また、当社は「企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口の受付・処理状況を定期的に監査役に報告しております。

代表取締役は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、監査役と定期的に会合を持っております。また、内部監査部門では内部監査結果の情報提供を行うなど監査役と連携をはかっております。

監査役の職務を補助する組織として「監査役室」を設置して、専属の使用人を配置しております。なお、この組織は監査役の直轄下に置き、監査役の職務執行に必要な費用については、会社法の定めに基づき対応しております。

連結貸借対照表（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**128,051**	**流動負債**	**58,366**
現金預金	31,072	支払手形・工事未払金等	32,179
受取手形・完成工事未収入金等	65,500	電子記録債務	8,925
電子記録債権	8,334	短期借入金	2,640
リース債権及びリース投資資産	4,593	未払法人税等	3,947
有価証券	3,999	工事損失引当金	51
未成工事支出金	2,488	役員賞与引当金	78
繰延税金資産	2,292	災害損失引当金	66
その他	9,879	その他	10,478
貸倒引当金	△109	**固定負債**	**22,421**
固定資産	**62,338**	長期借入金	6,228
有形固定資産	**44,783**	再評価に係る繰延税金負債	1,426
建物・構築物	19,114	役員退職慰労引当金	137
機械・運搬具・工具器具備品	8,791	退職給付に係る負債	14,137
土地	16,663	その他	492
その他	213	**負債合計**	**80,788**
無形固定資産	**1,411**	**純資産の部**	
投資その他の資産	**16,143**	**株主資本**	**111,626**
投資有価証券	10,328	資本金	7,803
退職給付に係る資産	451	資本剰余金	7,819
繰延税金資産	4,630	利益剰余金	96,763
その他	994	自己株式	△760
貸倒引当金	△260	**その他の包括利益累計額**	**△2,052**
		その他有価証券評価差額金	261
		土地再評価差額金	△1,967
		為替換算調整勘定	13
		退職給付に係る調整累計額	△359
		非支配株主持分	**27**
		純資産合計	**109,601**
資産合計	**190,390**	**負債純資産合計**	**190,390**

連結損益計算書（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**226,042**
売上原価		194,172
売上総利益		**31,870**
販売費及び一般管理費		17,310
営業利益		**14,559**
営業外収益		
受取利息及び配当金	255	
受取賃貸料	194	
その他	208	658
営業外費用		
為替差損	37	
遊休資産諸費用	37	
その他	21	95
経常利益		**15,121**
特別利益		
固定資産売却益	12	
受取損害賠償金	51	64
特別損失		
減損損失	24	
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	71	
固定資産撤去費	63	
その他	0	179
税金等調整前当期純利益		**15,006**
法人税、住民税及び事業税		5,181
法人税等調整額		△297
当期純利益		**10,122**
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,118**

連結株主資本等変動計算書（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**7,803**	**7,813**	**88,548**	**△752**	**103,413**
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		6			6
剰余金の配当			△1,511		△1,511
親会社株主に帰属する当期純利益			10,118		10,118
土地再評価差額金の取崩			△392		△392
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**6**	**8,215**	**△8**	**8,213**
当期末残高	**7,803**	**7,819**	**96,763**	**△760**	**111,626**

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**177**	**△2,359**	**17**	**△1,481**	**△3,646**	**34**	**99,801**
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							6
剰余金の配当							△1,511
親会社株主に帰属する当期純利益							10,118
土地再評価差額金の取崩							△392
自己株式の取得							△8
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	84	392	△4	1,122	1,594	△7	1,587
当期変動額合計	**84**	**392**	**△4**	**1,122**	**1,594**	**△7**	**9,800**
当期末残高	**261**	**△1,967**	**13**	**△359**	**△2,052**	**27**	**109,601**

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　14社

すべての子会社を連結の範囲に含めている。

連結子会社の名称

㈱トークス・㈱ニューリース・㈱ユートス・㈱ユアテックサービス・㈱テクス宮城・㈱テクス福島・宮城電設㈱・グリーンリサイクル㈱・㈱アクアクララ東北・㈱大雄電工・㈱ユアソーラー富谷・㈱ユアソーラー保原・㈱ユアテック配電テクノ・㈲ユアテックベトナム

当連結会計年度より、新たに設立した㈱ユアテック配電テクノを連結の範囲に含めている。

2．会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）
なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上している。

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法

材料貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっている。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

②工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

④災害損失引当金

東日本大震災による被災資産の撤去、修繕等に伴う支出に備えるため、当該費用の見積額を計上している。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

②消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

③退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

a.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

b.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理している。過去勤務費用は、その発生時に費用処理している。

c.小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

（会計方針の変更に関する注記）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

なお、当連結会計年度において、損益に与える影響は軽微である。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用している。

（表示方法の変更に関する注記）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において区分掲記していた「預け金」（当連結会計年度末 7,000百万円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より流動資産の「その他」に含めて表示した。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」（前連結会計年度 ４百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記した。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産売却損」（前連結会計年度 ２百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記した。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　36,035百万円

２．工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は 37百万円である。

３．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布　政令119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定している。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　　△4,909百万円

（連結損益計算書に関する注記）

1．工事進行基準による売上高　98,832百万円

2．売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額　51百万円

3．販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費　158百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式　81,224,462株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月24日定時株主総会	普通株式	715	9.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年10月26日取締役会	普通株式	795	10.00	平成28年9月30日	平成28年12月1日
計		1,511			

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年6月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

配当金の総額　795百万円

1株当たり配当額　10.00円

基準日　平成29年3月31日

効力発生日　平成29年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金等による短期的な資金運用を行っているほか、余裕資金を効率的に運用するため、元本を毀損することのない複合金融商品を満期保有目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

また、親会社である東北電力㈱のグループ内における資金の相互融通のため、余裕資金をグループファイナンス事業資金として預け入れしている。

なお、当社の連結子会社における運転資金等の調達については、当社からの貸出及び銀行等からの借入により行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

「預け金」は、東北電力㈱の子会社であるＴＤＧビジネスサポート㈱に対するものであり、契約不履行により生じる信用リスクはほとんどない。

「受取手形・完成工事未収入金等」及び「電子記録債権」は、営業債権であり、取引先の債務不履行リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとに期日管理と残高管理を行っている。

「有価証券」は、主に債券及び譲渡性預金であり、取引先の債務不履行リスクを有しているが、信用度の高い金融機関等を取引相手としており、信用リスクはほとんどない。

「投資有価証券」のうち債券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクを有しているが、社内規程に基づき、資金運用管理委員会において審議及びリスク管理を行っており、取引先の債務不履行に係るリスクはほとんどない。

「投資有価証券」のうちその他有価証券は、主として取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や取引先の財務状況等を把握し、さらに、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

「支払手形・工事未払金等」及び「電子記録債務」は、そのほとんどが１年以内の支払期日である。

「短期借入金」及び「長期借入金」は、連結子会社のリース資産取得及び設備建設に必要な資金の調達を目的としている。なお、長期借入金は、その大部分を固定金利で調達しており、金利の変動リスクは限定的である。

「流動負債その他　未成工事受入金」は、工事の完成引渡し完了後に完成工事未収入金と相殺される債務である。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもある。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない（(注２）参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金預金	31,072	31,072	―
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	65,500	65,500	―
(3) 電子記録債権	8,334	8,334	―
(4) 有価証券	3,999	3,999	―
(5) 流動資産その他			
預け金	7,000	7,000	―
(6) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	9,000	8,900	△99
② その他有価証券	840	840	―
負債			
(7) 支払手形・工事未払金等	32,179	32,179	―
(8) 電子記録債務	8,925	8,925	―
(9) 短期借入金			
長期借入金（１年以内)	2,640	2,676	36
(10) 流動負債その他			
未成工事受入金	2,711	2,711	―
(11) 長期借入金（１年超)	6,228	6,184	△43

(注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等、(3) 電子記録債権、(4) 有価証券、(5) 流動資産その他　預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 投資有価証券

債券（複合金融商品を含む）は、取引金融機関から提示された価格によっており、その他有価証券は、取引所の価格によっている。

負　債

（7）支払手形・工事未払金等、（8）電子記録債務、（10）流動負債その他　未成工事受入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（9）短期借入金　長期借入金（1年以内）、（11）長期借入金（1年超）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

（注2）非上場株式等（連結貸借対照表計上額 488百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（6）投資有価証券　②その他有価証券」には含めていない。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　1,377円 91銭

2．1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益　127円 23銭

貸借対照表 (平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**113,226**	**流動負債**	**53,035**
現金預金	22,717	支払手形	3,390
受取手形	2,743	電子記録債務	8,925
電子記録債権	8,334	工事未払金	28,442
完成工事未収入金	61,235	リース債務	866
有価証券	3,999	未払法人税等	3,400
未成工事支出金	2,265	未成工事受入金	2,608
繰延税金資産	2,014	工事損失引当金	51
その他	10,024	役員賞与引当金	33
貸倒引当金	△108	災害損失引当金	66
固定資産	**55,769**	その他	5,251
有形固定資産	**38,064**	**固定負債**	**17,935**
建物・構築物	17,764	リース債務	3,310
機械・運搬具	356	再評価に係る繰延税金負債	1,426
工具器具・備品	614	退職給付引当金	12,792
土地	15,651	役員退職慰労引当金	100
リース資産	3,655	その他	306
建設仮勘定	20	**負債合計**	**70,970**
無形固定資産	**867**	**純資産の部**	
投資その他の資産	**16,838**	**株主資本**	**99,732**
投資有価証券	10,328	資本金	7,803
関係会社株式	1,318	資本剰余金	7,813
長期貸付金	228	資本準備金	7,812
破産更生債権等	125	その他資本剰余金	0
長期前払費用	23	利益剰余金	84,875
繰延税金資産	4,190	利益準備金	1,088
その他	888	その他利益剰余金	83,787
貸倒引当金	△264	固定資産圧縮積立金	231
		別途積立金	74,800
		繰越利益剰余金	8,755
		自己株式	△760
		評価・換算差額等	**△1,706**
		その他有価証券評価差額金	261
		土地再評価差額金	△1,967
		純資産合計	**98,026**
資産合計	**168,996**	**負債純資産合計**	**168,996**

損益計算書（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
完成工事高		**216,522**
完成工事原価		187,989
完成工事総利益		**28,533**
販売費及び一般管理費		16,051
営業利益		**12,482**
営業外収益		
受取利息及び配当金	309	
受取賃貸料	303	
その他	195	808
営業外費用		
支払利息	161	
遊休資産諸費用	37	
為替差損	34	
その他	10	244
経常利益		**13,046**
特別利益		
固定資産売却益	12	
受取損害賠償金	8	20
特別損失		
減損損失	24	
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	64	
固定資産撤去費	92	
その他	14	216
税引前当期純利益		**12,851**
法人税、住民税及び事業税		4,354
法人税等調整額		△279
当期純利益		**8,775**

株主資本等変動計算書（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	**7,803**	**7,812**	**0**	**7,813**	**1,088**	**235**	**67,200**	**9,479**	**78,002**
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△3		3	－
別途積立金の積立							7,600	△7,600	－
剰余金の配当								△1,511	△1,511
当期純利益								8,775	8,775
土地再評価差額金の取崩								△392	△392
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	**－**	**－**	**0**	**0**	**－**	**△3**	**7,600**	**△723**	**6,872**
当期末残高	**7,803**	**7,812**	**0**	**7,813**	**1,088**	**231**	**74,800**	**8,755**	**84,875**

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	**△752**	**92,867**	**177**	**△2,359**	**△2,182**	**90,685**
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△1,511				△1,511
当期純利益		8,775				8,775
土地再評価差額金の取崩		△392				△392
自己株式の取得	△8	△8				△8
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			84	392	476	476
当期変動額合計	**△8**	**6,864**	**84**	**392**	**476**	**7,340**
当期末残高	**△760**	**99,732**	**261**	**△1,967**	**△1,706**	**98,026**

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）
なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上している。

②子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①未成工事支出金 …… 個別法による原価法

②材料貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっている。

（2）無形固定資産

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっている。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

（2）工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

（3）役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

（4）災害損失引当金

東日本大震災による被災資産の撤去、修繕等に伴う支出に備えるため、当該費用の見積額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、発生事業年度において一括で費用処理している。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

4．収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

（会計方針の変更に関する注記）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

なお、当事業年度において、損益に与える影響は軽微である。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用している。

（表示方法の変更に関する注記）

（貸借対照表）

前事業年度において区分掲記していた「預け金」（当事業年度末 7,000百万円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示した。

（損益計算書）

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めていた「遊休資産諸費用」（当事業年度 37百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記して表示した。

前事業年度において区分掲記していた「リース資産解約損」（当事業年度 14百万円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示した。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　30,666百万円

2．保証債務等

（1）保証債務

①金融機関からの借入金に対する保証債務

㈱ユアソーラー保原　160百万円

㈱ユアソーラー富谷　127百万円

②工事請負に係る金融機関の工事契約履行保証等に対する保証債務

㈲ユアテックベトナム　95百万円

（2）保証類似行為

金融機関からの借入金に対する経営指導の念書の差入れ

㈱ニューリース　8,480百万円

（注）連帯保証等において当社の負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載している。

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

（1）関係会社に対する短期金銭債権　23,721百万円

（2）関係会社に対する長期金銭債権　468百万円

（3）関係会社に対する短期金銭債務　3,291百万円

（4）関係会社に対する長期金銭債務　3,015百万円

4．工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は 37百万円である。

5．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布　政令119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定している。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△4,909百万円

（損益計算書に関する注記）

1．工事進行基準による完成工事高　98,488百万円

2．関係会社に対する売上高　99,942百万円

3．関係会社からの仕入高　16,581百万円

4．完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額　51百万円

5．関係会社との営業取引以外の取引　484百万円

6．販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費　158百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度末における自己株式数

普通株式	1,701,951株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸倒引当金	80
未払賞与	1,232
未払事業税	203
退職給付引当金	3,890
その他	2,172
繰延税金資産小計	7,578
評価性引当額	△1,167
繰延税金資産合計	6,410
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△95
固定資産圧縮積立金	△101
その他	△9
繰延税金負債合計	△205
繰延税金資産（負債）の純額	6,204

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：%）

法定実効税率	30.7
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2
住民税均等割等	0.7
税額控除	△0.4
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7

（関連当事者との取引に関する注記）

1．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
親会社	東北電力㈱	仙台市青葉区	251,441	電気事業	被所有 直接　48.1 間接　0.5	電気工事等の請負施工 役員の兼任	電気工事等の請負（注１）	99,912	完成工事未収入金	23,075
									未成工事受入金	534

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）工事の受注について、価格・その他の条件は一般的取引条件によっている。

（注２）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2．兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
親会社の子会社	TDGビジネスサポート㈱	仙台市青葉区	1,500	金融業	—	資金の預け入れ	資金の預け入れ（注１）	31,900	流動資産「その他」	7,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）余裕資金を先方の提示条件及び市中の金利を考慮のうえ預け入れている。

（注２）取引金額および期末残高には消費税等が含まれていない。

3．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注３）	科目	期末残高（百万円）（注３）
子会社	㈱ニューリース	仙台市青葉区	50	リース業	所有 直接100.0	車両・事務用機器・工事用機械のリース	保証類似行為（注１）	8,480	—	—
							リースによる車両等の取得（注２）	1,442	リース債務（流動）	773
							リース債務の返済（注２）	737		
							リース資産支払利息（注２）	153	リース債務（固定）	2,836

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）借入金について、取引銀行に対し経営指導の念書を差入れている。

（注２）リース取引について、価格・その他の条件は一般的取引条件によっている。

（注３）取引金額には消費税等が含まれていない。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	1,232円 68銭
2．1株当たり当期純利益	110円 35銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社ユアテック
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渡　邉　雅　章　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　川　高　広　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ユアテックの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユアテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社ユアテック
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渡　邉　雅　章　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　川　高　広　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユアテックの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

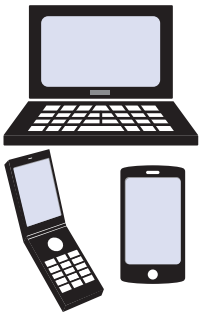
平成29年５月10日

株式会社ユアテック　監査役会

常勤監査役	坂本敏昭	㊞
常勤監査役	加藤裕之	㊞
監査役	山本俊二	㊞
監査役	小野浩一	㊞
監査役	大滝精一	㊞

(注) 常勤監査役坂本敏昭、監査役小野浩一、監査役大滝精一の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

以　上



「インターネット等による議決権行使のご案内」

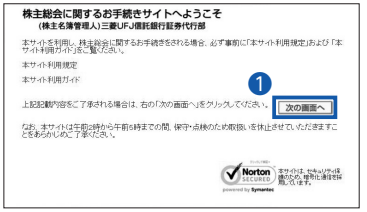
インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（EZweb、ｉモード、Yahoo! ケータイ）* から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）。

＊「EZweb」はKDDI株式会社、「ｉモード」は株式会社NTTドコモ、「Yahoo! 」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

（パソコンの場合）

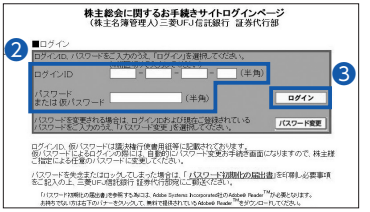
議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする。



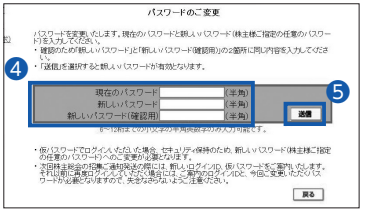
❶「次の画面へ」をクリック

2 ログインする。



❷お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
❸「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する。



❹「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力。パスワードはお忘れにならないようご注意願います。
❺「送信」をクリック

4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、EZweb、ｉモード、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりませんので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使は、**平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分まで**受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点などがございましたら下記ヘルプデスクへお問い合せください。

ご注意事項

●株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

●株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴　郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

⑵　インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンおよび携帯電話のいずれかで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、パケット通信料、その他携帯電話等利用による料金等）は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120－173－027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

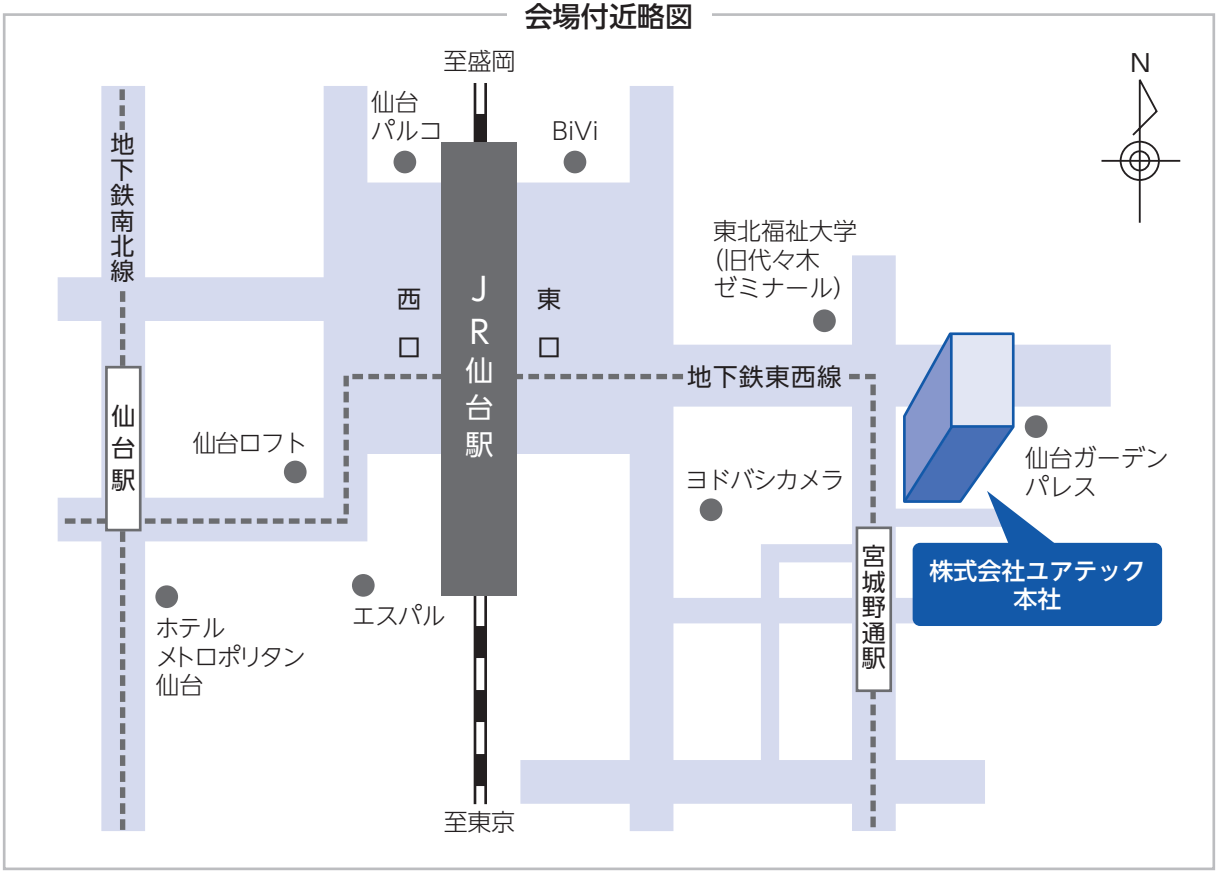
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号　当社3階大ホール

会場付近略図



交通

ＪＲ線	仙台駅……徒歩約７分（出口「東口」）
	仙石線仙台駅……徒歩約３分（出入口2）
地下鉄	地下鉄宮城野通駅…徒歩約２分（出口「北1」）
バス	仙台駅前下車

会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　環境に配慮した植物油インキを使用しています。